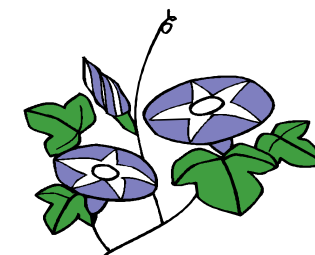


暑中お見舞い申し上げます



草の根の力を大きく

市議会議員 益田牧子



暑い夏の熱い闘いが終わり、日本共産党は、3議席から8議席に前進し、非改選とあわせて11議席となり、議案提案権を獲得できました。

仁比そうへいさんをはじめ比例5議席、東京、京都、大阪での3議席が実現したのは、本当にうれしいことでした。安倍政権の暴走に立ち向かい、国民の暮らしを守る大きな足掛かりをつくることが出来ました。

安倍政権が自公で過半数を占めたからと「消費税増税や原発再稼働、TPP交渉参加、憲法96条、9条改定」など暴走をすればするほど、国民との矛盾は広がるばかりです。

保守王国の鹿児島県曾於市では、「13億円のフラワerpark建設のムダ使いの建設中止」が争点となり、日本共産党員市長が誕生しました。

私たち市議団も、草の根の力を強め、理不尽な政治を変えるために、力を尽くします。炎暑の中、おからだ大切にお過ごしください。

孫と一緒に元気な夏休みに

上野 みえこ



梅雨明けからの猛暑とカラカラ天気、庭の雑草までも悲鳴を上げているようです。いかがお過ごしでしょうか。

先の参議院選挙、日本共産党は11議席へと大躍進しました。暮らしがますます厳しくなる中、今の政治を国民の立場で変えてほしいという願いが託された結果だと思います。お寄せいただいた思いをしっかり受け止め、期待に応えて頑張りたいと思います。

我が家では、孫を迎えての初めての夏休み、1歳を過ぎヨチヨチ歩きですが、それだけで家の中がにぎやかです。一番下の娘は、汗を流して受験勉強に励んでいます。私も、9月議会の一般質問に向けて、勉強の夏になりそうです。体調を整え、元気に夏を乗り切り頑張っていきたいと思います。

みなさまも、どうかお体を大切に。

自民党政治の暴走許さず

なす まどか



参院選は終わりましたが、消費税増税ストップ、即時原発ゼロ、憲法改憲を許さず暮らしと平和にいかす取り組みなど、国民生活を守るたたかいはこちらから正念場を迎えます。

とりわけ、憲法9条への国防軍の明記を始め、私たちに保障された権利を制約することにつながる憲法改悪は許せません。

戦前戦中、国の命令一つで国民の権利が奪われ、多くの命が失われた痛苦の歴史を体験し、導き出した教訓が憲法に刻まれています。

たとえ命が奪われようとも、主権在民・反戦平和の旗を高く掲げながら日本共産党は歴史を刻んできました。

こうした歴史を持つ党の一員として、憲法改憲など自民党政治の暴走に正面から立ち向かい、たたかっていく決意です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

No. 859

2013年7月28日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

暮らしの相談は、日本共産党熊本市議団へ

国民健康保険・介護・福祉・生活・税・教育など

* 連絡先：日本共産党熊本市議団 Tel 328-2656、fax 359-5047

メール kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

生活保護基準の引き下げが8月から実施 貧困を拡大する生活保護切り捨ては許せません

増大する生活保護費を理由に、国は生活保護基準の引き下げを強行し、8月から生活保護費が引き下げられます。

そもそも生活保護が増大している理由は、貧困が拡大してきたことにあります。

進めるべきは、保護費の切

り下げではなく、安定した雇用を保障することや低年金・無年金の改善を図り、貧困をなくすことです。

アベノミクスで物価が上がり、食料品など暮らしにかかる負担が増えています。こうしたなかでの生活保護基準の引き下げは、さらに貧困を拡大させることになります。

世帯のパターン	現在	平成25年8月～	差額
夫婦と子2人 (40代夫婦と小・中学生)	255,660	249,590	▲6,070
母と子1人(30代・4歳)	176,410	173,700	▲2,710
70代以上夫婦	143,000	141,030	▲1,970
60代単身	103,470	102,710	▲760
70代以上単身	100,050	98,920	▲1,130

平成 25 年 8 月からの、世帯パターン別の基準額見直し例 (単位：円)

小中学校・高校生をもつ生活保護を受けているみなさんへ 修学旅行費・入学準備金などは収入から控除されます

働いても貧困から抜け出すことができないワーキングプアが大きな社会問題となっています。子育てと仕事を両立させようと必死に頑張っているにもかかわらず、生活保護を受けている世帯も少なくありません。

本来、生活保護費は、給料や年金など収入分を差し引いて支給されますが、子どもの「修学旅行費、入学準備金、(部活などの)運動用具の購入」などに支出した分は、収入から控除されます。

詳細やお問い合わせは、日本共産党市議団までお寄せください。

A さんにうれしい知らせ ～生活保護審査請求の県からの「裁決書」で、 「障害年金遡及でのパソコン購入費」を認定～

7月11日、熊本県健康福祉部長寿社会局長名で、Aさん(49歳、女性)の生活保護審査請求の訴えを認めるうれしい「裁決書」が届きました。

7月25日には、Aさんと代理人の国宗直子弁護士、熊本市生活と健康を守る会阪本深事務局長、益田牧子市議会議員が西区福祉事務所への申し入れと記者会見を行いました。

この審査請求は、昨年11月26日、生活保護受給中のAさんが熊本市西区福祉事務所の「生活保護費返還決定処分」の取り消しを求めているものです。Aさんは、視力障害に加え、歩行などにも杖が必要な状態となり、昨年3月、障害年金1級の受給権を取得。6月21日付で障害年金証書が交付され、8月15日、4か月分の年金がさかのぼって支給されました。

生活保護を受給していたAさんは、「障害年金が来たら、通常では購入できない、容量が小さく冷凍庫が壊れている冷蔵庫の買い替えと、画面が大きく、文字盤が見やすく、タッチパネルのパソコンを購入したいので、認めて欲しい」と、西区福祉事務所に相談していました。ところが、西区福祉事務所は、冷蔵庫の購入は認めたものの、パソコン購入費用を認めず、Aさんに「生活保護法63条に基づく返還」を求めています。

「処分庁の判断は、妥当性を欠く」と明快

西区福祉事務所は、厚労省からの昨年7月23日付の通知「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取り扱いは、原則として全額返還となり、厳格に対応すること」を理由に「年金遡及分でのパソコン購入」を認めませんでした。

裁決では、Aさんのパソコン購入を「真にやむを得ない理由により控除する理由」があると認め、「処分庁はこれらの点について十分調査のうえ考慮して判断しているとは認めがたい。したがって、処分庁の判断は、妥当性を欠くと言わざるを得ない」と明快な判断を下しました。

Aさんは、「パソコン習得のため、点字図書館に行き、ボランティアの援助を受けています。だんだん視力が衰えており、早くパソコンを購入し、情報を取得し、日々の生活を広げたい」と抱負を語っています。